

ハーグ条約、議定書、第二議定書概要

経緯

•第2次世界大戦中の文化財の大量破壊や略奪を受け、国際社会において武力紛争下における文化財保護のための国際約束の必要性を認識

内容

- 文化財に対する平時からの保護措置、武力紛争の際の文化財の尊重
- 文化財に対する特殊標章の付与及び特殊標章の使用規定整備
- 特に重要な文化財や文化財の輸送に係る国際的な管理(「特別の保護」)
- 被占領地域からの文化財の流出防止と管理及び返還
- 条約違反行為の犯罪化及び一部の犯罪については外国人の国外犯も含めた普遍的刑事管轄権の設定

1954年5月

•ユネスコの主導により条約及び議定書を作成



1999年3月

•条約を補足するものとして、第二議定書を作成

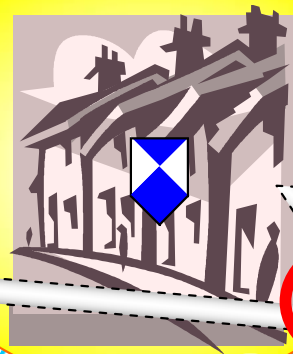


条約上の保護を受ける文化財に付与される特殊標章

紛争当事国A



紛争当事国B



・「特別の保護」の制度を改善した「強化された保護」(「十分な距離」の概念を要件から除外)

付与

申請・登録

流出防止

管理・返還

他の締約国

「武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会」

